限定承認公告

本籍兵庫県神戸市灘区薬師通三丁目一番、最後の住所兵庫県神戸市中央区港島中町三丁目二番地の六エバーグリーンポートアイランド五号棟八〇七号　被相続人　亡　稲山　隆司

右被相続人は令和八年六月十六日死亡し、その相続人は令和八年十月十四日神戸家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十七日

東京都新宿区西新宿五丁目二四番二号

相続財産清算人　稲山　淳

限定承認公告

本籍愛知県あま市坂牧北浦九五番地二、最後の住所愛知県あま市木田東新赤坪一五番地二

被相続人　亡　川部　進

右被相続人は令和八年一月四日死亡し、その相続人は令和八年十月十四日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十七日

静岡県静岡市駿河区谷田三三番一号

相続財産清算人　相良　洋乃

限定承認公告

本籍愛知県名古屋市南区豊田一丁目一四一五番地、最後の住所名古屋市熱田区六番三丁目一五番二二号　そんぽの家Ｓ白鳥南

被相続人　亡　大河内秀子

右被相続人は令和七年十月十七日死亡し、その相続人は令和八年十月十五日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十七日

愛知県一宮市木曽川町外割田字南青木一五番地

限定承認者　川合美智代

限定承認公告

本籍大阪府大阪市平野区平野西五丁目九番地、最後の住所大阪府大阪市平野区平野東二丁目二番二八―七〇六号

被相続人　亡　仲辻　芳則

右被相続人は令和八年八月十一日死亡し、その相続人は令和八年十月十九日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十七日

大阪府枚方市山之上四丁目六番六号

相続財産清算人　尾下　咲子

限定承認公告

本籍兵庫県尼崎市大庄西町一丁目二六一番地、最後の住所兵庫県西宮市甲子園九番町一〇番二―一一八号　被相続人　亡　西川　好子

右被相続人は令和八年七月六日死亡し、その相続人は令和八年十月十九日神戸家庭裁判所尼崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十七日

兵庫県尼崎市大庄西町一丁目二二番一六号

相続財産清算人　西川　文子

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資五千三百万口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和八年十一月三十日までに当社にご提出下さい。

令和八年十月二十七日

東京都港区赤坂二丁目一二番八号

ＹＦ　ＪＲＥ　Ａ特定目的会社

取締役　本吉　進

任意清算公告

当社は、令和八年七月三十一日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十七日

北九州市八幡東区中央二丁目一五番二一号

合資会社占部商店

清算人　占部　正弘

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を七億円減少して十八億五千百万円とすることとしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp

令和八年十月二十七日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

宮崎グリーンスフィア特定目的会社

取締役　海田　雅人

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億千二百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.web-kokoku.jp/14395/14395.html

令和八年十月二十七日

東京都港区虎ノ門五丁目一番四号

ジー・エイ・ワン・レジデンス・スリー

特定目的会社　取締役　福永　隆明

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金五千三百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は令和八年五月十二日付官報の号外第一〇五号一〇七頁に掲載されているとおりです。

令和八年十月二十七日

東京都港区赤坂二丁目一二番八号

ＹＦ　ＪＲＥ　Ａ特定目的会社

取締役　本吉　進

債権申出の公告（第三回）

当規約型確定給付企業年金は、令和八年九月三十日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年十月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十七日

東京都大田区大森北四―一一―一一

株式会社ニシヤマ確定給付企業年金

清算人　阿部　徹

訂正公告

令和八年九月十八日（号外第二一〇号）掲載の左記会社に係る合併公告及び決算公告（枠組）中、株式会社ココカラ・トラストの第十期決算公告中、流動資産「586,765,573」とあるは「648,183,877」、固定資産「2,825,360,696」とあるは「2,791,359,646」、流動負債「348,450,281」とあるは「449,339,662」、株主資本「1,280,397,619」とあるは「1,206,925,492」、利益剰余金「1,180,197,619」とあるは「1,106,725,492」、その他利益剰余金「1,180,197,619」とあるは「1,106,725,492」、資産の部並びに負債及び純資産の部合計「3,412,126,269」とあるは「3,439,543,523」の誤りにつきそれぞれ訂正します。なお、この合併に対し異議のある債権者は、本訂正公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十七日

東京都中央区京橋二丁目八番一号八重洲中央ビル七階

（甲）株式会社ココカラ・トラスト

代表取締役　村尾　龍英

東京都中央区京橋二丁目八番一号八重洲中央ビル七階

（乙）株式会社イン・ザ・ゾーン

代表取締役　伊藤　隆太

正誤

ページ	段	行	誤	正
一二三	第三十条表中改正後欄	九～一〇	建築物の部分（消火上支障がない場合においては、この限りでない。）	建築物の部分
	第三十条表中改正前欄	二	建築物の部分	建築物の部分（消火上支障がない場合においては、この限りでない。）

〃